

上富良野町職員に係る懲戒処分の公表指針

令和2年7月31日決定

1 趣旨

この指針は、適切な懲戒処分の公表を行い、同種事案の再発防止その他職務執行の適正及び職務倫理の保持を図り、上富良野町職員に対する信頼の確保に資するため、上富良野町長が行う懲戒処分の公表について必要な事項を定めるものとする。

2 公表対象となる懲戒処分等

- (1) 地方公務員法第29条に基づく懲戒処分
- (2) 前項の懲戒処分と関連して行う訓戒措置

3 公表対象者の内容

- (1) 懲戒処分を行った場合、事案の概要、処分量定、処分年月日並びに被処分者の役職段階、性別及び年代に関する情報を、個人が識別されない内容のものとするを基本として公表するものとする。
- (2) 前項にかかわらず、懲戒免職処分であって、被処分者の氏名及び所属を既に捜査機関が発表している場合、職員を捜査機関に告訴若しくは告発する場合など法令違反が認められる場合又は社会的非難性が極めて高い場合については、被処分者の氏名、所属及び職について公表するものとする。

4 公表の例外

被害者又はその関係者にプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等、3によることが適当でないと認められる場合は、3にかかわらず、公表内容の一部または全部を公表しないことも差し支えないものとする。

5 公表時期

懲戒処分を行った後、速やかに公表するものとする。ただし、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表することも差し支えないものとする。

6 公表方法

町公式ホームページへ掲載するとともに、免職処分及び停職処分については、報道機関等へ資料の提供を行うものとする。

7 施行期日

この指針は、令和2年8月1日から施行し、同日以降に町長が行った懲戒処分について適用する。